

第4回定例会

可決した議案

区長提出議案

中野区長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

中野区基本構想審議会条例

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

中野区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合規約の変更について

中野区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

特別区道路線の認定について(鷺宮六丁目八三三番先)

特別区道路線の認定について(同番先)

中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議員提出議案

意見書(3件・次項に掲載)

可決した意見書

大気汚染公害について新たな被害者救済制度の確立を求める意見書

今日、東京における自動車排ガスによる大気汚染は改善しないばかりか、日々新たな公害被害者を生み出しており、ますます深刻なものとなっています。大気汚染が原因と見られる東京の呼吸器疾患の患者数は、国と都の認定を合わせて約7万5千人とされており、中野区でも1307人が都条例の認定を受けています。

しかし、自動車排ガスによる呼吸器疾患の被害者の多くは未認定患者であるため、何の救済措置もありません。病気の苦しみに加えて、働くことができないための生活苦さらに、重い医療費負担ゆえに十分な医療を受けられず、二重、三重の人権侵害に苦しめられています。

このような中、東京地方裁判所は、平成14年(2002年)10月29日、東京大気汚染公害訴訟判決において、道路管理者である国、都、首都高

速道路公団に対して損害賠償を命じました。

同判決は、自動車排ガスと呼吸器疾患の因果関係を認め、国の公害補償制度の対象外になっている未認定患者に対して初めて損害賠償を認めたと画期的であり、今日数十万人といわれる東京の未認定患者の救済が極めて重要な課題であることを明らかにしました。

石原東京都知事はこの判決を受けて「控訴はしない」との結論を明確にしたうえで、都として「国による健康被害者救済制度の創設を強く要求し」、「メーカーの費用負担を含めて、国の責任で考えていくべき」としています。

主要な自動車メーカー各社は、被害者救済制度の財源負担について「行政が新たな救済制度を制定する場合、社会的要請を踏まえて総合的に対応を判断する」との確約書を提出しています。

以上のことから、国はこれらの被害者救済のために重大な責任を負うべきことは明らかであります。

よって中野区議会は、政府に対し、原因者負担の原則に立ち自動車メーカー等の財源負担による、新たな被害者救済制度を一刻も早く創設するよう強く求めるものであります。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣あて

パレスチナ情勢に関して各種国際条約を遵守するようイスラエル政府に要請する意見書

現在、パレスチナ自治区内

市民は、イスラエル政府及びイスラエル軍の極端な政策と行動のため、移動や外出の自由や、水道、食料、電気などのライフラインの制限、根拠なき身柄拘束など極度な困難に直面しています。これらのイスラエル政府による行為は第4ジュネーブ協定、ハーグ協定等の占領や武力紛争に関する国際協定に違反しています。また、当のイスラエル政府が署名している国際人権A規約(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約)にも反しているのは明らかです。

しかし、依然として武力衝突が頻発しており、イスラエルの力による制圧の自制とパレスチナ自治政府の過激派取締りの実現に世界の衆目が集まる中、紛争の終結へ向けての日本政府の役割がますます重要性を増しています。

イスラエル政府は国際条約を遵守してパレスチナとの暴力の悪循環を終わらせ、パレスチナ市民とイスラエル市民の安全な生活を保障するべきです。

中野区は、世界の平和を求め、区民の意思を背景に「憲法擁護・非核都市」を宣言、さらに「中野区における平和行政の基本に関する条例」を施行し、21世紀を「平和の世紀」とするための取り組みを進めてきました。

よって、中野区議会は日本政府に対し、イスラエル政府が各種国際条約を遵守し、パレスチナ市民の安全を保障するよう要請することを求めます。

内閣総理大臣、外務大臣あて

中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める意見書

現在すすめられている「不良債権の最終処理」によって連鎖倒産や失業者の激増などが予想され、地域経済や地域中小企業への深刻な影響が危惧されます。また、金融機関の破たんや統廃合による影響も大きなものが予想されます。

こうした一連の金融上の問題によって、健全な地域の中小企業が倒産に追い込まれることがないよう緊急対策を講ずることが重要な課題となっています。

さらに、これらの金融問題を解決するためには、地域と中小企業への円滑な資金供給をはかること、貸す側と借りる側との公正な取引関係をつくること、地域と中小企業を支える健全な金融機関を育てることの3点を柱とした「金融アセスメント法」を制定し、地域と中小企業への円滑な資金供給に努力する金融機関を正当に評価する仕組みづくりが急がれます。

よって、中野区議会は、中小企業の金融上の困難を解決するために、下記の事項の実施と「金融アセスメント法」の制定を強く求めるものです。

1 不良債権の最終処理にあたっては、中小企業と地域経済への影響を最小限とする方策を講ずること。

2 ペイオフの決済性預金の解禁は、地域金融機関の預金をさらに流失させ、中小企業への資金パイプを狭めることが懸念されるので、中小企業金融の円滑化に充分配慮した対策を講ずること。

3 金融庁は、地域と中小企業の実態にあった別々の基準をもとに金融検査マニュアルを作成し、中小企業に適用すること。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、金融担当大臣、経済産業大臣、東京都知事あて

意見の分かれた案件(第4回定例会)

Table with columns for case name, party names (Self, Public, Communist, etc.), and results (Agreed, Disagreed, etc.).

無所属議員については、会派と同様の扱いで掲載しています。会派名の略称(自民:自由民主党議員団 公明:公明党議員団 共産:日本共産党議員団 自治:市民自治フォーラム 民主ク:民主クラブ)

中野区議会は、虚礼等の廃止を決議しています。贈らない 求めない 受け取らない。虚礼等廃止の主な事項。時候の挨拶状の送付、中元・歳暮等の贈答、慶事、弔事についての廃止事項、祝儀、香典、供花の贈与、祝電、弔電等の発送、本人または配偶者が出席する場合は、会費相当額を限度とする病気等、見舞いにおける金品等の贈与、新聞、雑誌、名簿、掲示板等への広告、各種行事、各種団体に対する寄付・カンパ、祝儀、祝電、金品等の贈与等、本人または配偶者が出席する場合は、会費相当額を限度とする。